

石垣－那覇航空路線の沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の適用保留について

平成30年7月1日から、「石垣－那覇航空路線」における沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の適用が保留となります。

「石垣－那覇航空路線」においては、平成24年4月1日から沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業を適用し、運賃の低減が図られておりますが、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の実施にあたっては、航空会社間の公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることがないように、離島住民が当日利用できる運賃が競争状態にないことが適用条件とされております。

平成30年7月1日以降の航空券の購入又は予約にあたっては、上記のことに十分留意されるようお知らせいたします。

なお、「石垣－宮古」「石垣－与那国」航空路線においては今までどおりの適用となりますので、ご安心してご利用下さい。

お問い合わせ

石垣市市民保健部市民課

電話番号：0980-82-9911（代表）

交付係（内線214）